



千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

92.12.7 No. 3703

「安全上問題ないからいい」 無資格運転 何ひひ直った!

無資格の者に 運転させ 本線上で訓練

千葉支社は、昨年三月から今年十月にかけて、気動車の操縦資格しか持たない者に電車のハンドルを持たせ、本線上で異常時を想定した「実設訓練」を行なわせていた。この間JR各社の「無資格運転」が社会的な問題として指摘されているとおり、これは明らかに違法行為であり、運転保安上も断じて許されるべきことではない。

現場では当初から問題点が指摘され続けており、動労千葉もこの訓練のあり方について、すでに七月二八日の団交の場で問題を指摘していた。しかし当局は、その後のこの訓練を続けていた。

動労千葉は、十一月二四日、改めて千葉支社に対し、無資格運転を行なわせたことについての経過、具体的事実および責任を明らかにすることを申し入れ、十二月四日に団交が開催された。ところが、団交の席上、千葉支社は何と、「安全上問題はないからいい」として開き直ったのである。しかも、この団交の前日には、副社長が会見し、JR東日本でも無資格運転を行なわせていた事について、「申し訳なかった」と語ったその矢先の話である。一体千葉支社はどうなってしまうのか!

通常ダイヤの間に をぬって無資格の 訓練車が走る!

「安全上問題はなかった」などと言う主張事態、重大な問題である。われわれは、今問題となっている学士の無資格運転と比べても、今回の件は、より危険な行為であることを指摘せざるを得ない。何故ならば、今回の無資格運転は、通常のダイヤの間をぬって、訓練列車を走らせているのである。事故はこのような時に起きるものである。これは、信楽高原鉄道事故を見れば明らかだ。われわれは、千葉支社の開き直りを断じて許すことはできない。

操縦資格すら 無視して問題は ないとは強弁!!

【団交の主な経過】
組 電車の操縦資格は運輸省令で明確に定められているものであるにもかかわらず、それを開き直るとはどういうことか。昨日副社長が非を認めているにもかかわらず、一体今回の問題をいかに受けとめているのか、本来ならば、運輸部長なり責任ある立場の者が出席し、しかるべき対応をするべきではないか。

当 この訓練は、最大限の効果をあげるために、全区の乗務員を一同に集めて集中的に実設訓練を行なったものであり、異常時に対する対応能力の養成を目的としている。車種・線区を問わず行なったが、熟知した指導者が受講者の脇につき添っている。

組 運輸省令では、内燃車と電気車とは操縦資格が違うのではないか。無資格運転であるという認識はないのか。

当 確かに甲種電気車と甲種内燃車と操縦資格が別個であるという意味で若干問題はありますが、規定類は熟知しており、線路や車両を熟知している指導者も乗っているのだから、安全上は全く問題ない。

組 運輸省令など遵守する必要はないという考えなのか? 指導者が側についていなければならないことなのか? だとして、昨日の新聞で副社長が述べていることは何なのか?

当 安全等の要件はそなえている。昨日の件は、お客様を乗せた列車であり、今回は訓練車ということで条件は異なる

組 運輸省令に違反したという認識はないか?

当 他列車が走っていることも事実だが、事故は絶対にならぬという確信をもっている。

ているのか、間違っていたのか。省令にまで違反する行為を行なって開き直る会社が何処にあるのか。

当 運輸省令に違反したという認識はない。違反したかどうかを判断するのは私たちではない。必要な要件はそなえてやっただと考えている。

組 必要な要件とは何か?

当 車両なり、当該線区を熟知している指導者が乗っているということ、受講者についても規定については熟知しているということ、運転した車両が訓練専用車であることとだ。昨日の新聞の件も、操縦資格ということよりも、お客様に不安を与えるということが一番問題にしたものであり、今回はそういうことではない。

組 この間JRが運輸省から受けている勧告はそういうことではないではないか。無資格で運転させたことについて指摘されているではないか。しかも、前後には、お客様を乗せた列車が走っており、安全上問題がないなどという発言事態問題である。

当 他列車が走っていることも事実だが、事故は絶対にならぬという確信をもっている。

組 そういふ問題ではない! 無資格で本線上を運転させるといふことについて正しいと思っ

通用するんか?

こんなのじゃ

ワフフへ続く

組 会社の言っていることは、

安全上問題がなく、お客や荷物を乗せていなければ、運送業者が、公道上で勝手に無免許の者に運転させて訓練しても構わないという論理だ。こんなことが通用すると思っ

組 当 それは事情が違う。

組 営業線区を無資格で運転させるということの何処が違うのか。

組 当 ……

組 そもそも、操縦資格をもっているにも、初めての線区を運転する場合は、最低五回は線路見習いを行わなければならぬことを運輸省が定めているではないか。

組 当 線路見習いについては運輸省令では決まっていない。

組 指導事項に定められているではないか。

組 当 指導にはあります。

実際の業務とかけ離れた

「しごとをやらせて何が訓練か!!」

組 今回の訓練について、実際

やっていると、「ブレーキの操作も違い解らない」と言ったり「やれ」と言われた。そればかりではない。無線の訓練をしても気動車には無線もない。「三管破損」の訓練などと言っても気動車にはない。

しかも、久留里線はダブルレックトであり、単線区間だ。最高速度も六五kmであるなど、実際の仕事とかけ離れたことをやらして何の訓練の効果があるのか。

組 当 次回は気動車で久留里線を実施したい。

組 回答書のなかにある「今後は社会的に誤解を受けないよう、今後は気動車を使用して訓練を行なう」などという言い方事態問題だ。事は「誤解」云々ではない。明白な運輸省令違反を行なっているながらこれを開き直っている事だ。しかも、七月の団交で問題を指摘されながら、その後も同じことを続けるなど、公共輸送に携わる会社の対応として考えられないことだ。このような対応を行なうようであれば、われわれは事態を社会的に明らかにせざるを得ない。

動労千葉申第8号（申入書）に対する回答及び見解

平成4年12月4日
千葉支社

申し入れ事項	回答及び見解
1 「実設訓練」において、電車の操縦資格を保有しない者に運転を担当させたことについて、経過、具体的事実および責任を明らかにすること。	本訓練は、訓練専用車両を用いた訓練列車により、線路及び車両を熟知した指導担当者が、訓練受講者の脇に付添い異常時対応訓練を行うものであり、限られた訓練期間の中で最大限の効果上げるため、全区所を一同に集め集中的に行ってきたものである。 この訓練については、平成3年2月より、木更津支区の本線運転士についても実施したものである。
2 今後予定されている「実設訓練」について、気動車運転士については、気動車を使用して行なうこと。	今後は社会的に誤解を受けないよう、気動車運転士に対しては、気動車を使用した実設訓練を検討する考えである。

貨物当局は、

格差回答を撤回せよ!

日貨労の「2.6ヶ月」妥結弾劾!